

議案第83号

松戸市虐待防止条例の制定について

松戸市虐待防止条例を別紙のように定める。

令和2年2月25日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提案理由

児童、高齢者及び障害者に対する虐待の防止等に関する基本理念を定め、市の責務等を明らかにするとともに、施策の総合的な推進に関し基本となる事項を定めることにより、虐待のない誰もが安心して暮らせるまちを実現するため。

松戸市虐待防止条例

(目的)

第1条 この条例は、虐待の予防及び早期発見その他の虐待の防止並びに虐待を受けた被養護者等及び養護者等に対する支援（以下「虐待の防止等」という。）に関する基本理念を定め、市、市民及び関係団体の責務並びに地域社会の役割を明らかにするとともに、本市の虐待の防止等に関する施策の総合的な推進に関し基本となる事項を定めることにより、虐待のない誰もが安心して暮らせるまちを実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童　児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）第2条に規定する児童をいう。
- (2) 高齢者　高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）第2条第1項に規定する者をいう。
- (3) 障害者　障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。）第2条第1項に規定する者をいう。
- (4) 被養護者等　児童、高齢者及び障害者をいう。
- (5) 養護者等　児童虐待防止法第2条に規定する保護者、高齢者虐待防止法第2条第2項に規定する養護者及び障害者虐待防止法第2条第3項に規定する養護者をいう。
- (6) 虐待　児童虐待防止法第2条に規定する児童虐待（以下「児童虐待」という。）、高齢者虐待防止法第2条第3項に規定する高齢者虐待（以下「高齢者虐待」という。）及び障害者虐待防止法第2条第2項に規定する障害者虐待（以下「障害者虐待」という。）をいう。

- (7) 市民 市内に住所を有する者又は生活若しくは活動の拠点を置く者をいう。
- (8) 関係団体 学校、社会福祉施設、医療機関その他被養護者等の福祉に業務上関係のある団体又は障害者を雇用する事業主をいう。

(基本理念)

第3条 虐待は、被養護者等の人権を著しく侵害する行為であり、何人もこれを決して行ってはならない。

- 2 虐待の防止等に関する施策及び活動の推進は、命と尊厳を守ることを最優先に、被養護者等の利益が最大限に考慮されること、被養護者等及び養護者等の人権が共に尊重されることを旨として、行われなければならない。
- 3 市、市民、関係団体及び地域社会は、それぞれの責務又は役割を自覚し、主体的に、かつ、協力して、虐待のない誰もが安心して暮らせるまちの実現に向けて取り組まなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、市民、関係団体、関係行政機関及び地域社会と連携を図りながら、虐待の防止等に関する施策を総合的に推進しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、学校、職場、地域社会等における被養護者等又は養護者等との関わり合いが虐待の防止及び養護者等に対する支援において重要な役割を果たすことを認識するとともに、虐待の防止及び養護者等に対する支援の重要性に関する理解を深め、市が実施する虐待の防止及び養護者等に対する支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(関係団体の責務)

第6条 関係団体は、虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めるとともに、市が実施する虐待の防止等に関する施策に協力しなければならない。

- 2 関係団体は、虐待の防止等の職務に携わる職員の資質の向上を図るため、

研修等必要な措置を講ずるものとする。

(地域社会の役割)

第7条 地域社会は、虐待の防止及び養護者等に対する支援に関し、地域社会の主体的な取組が欠かせないものであることを認識し、虐待に対する理解を深め、被養護者等のいる家庭が孤立することがないよう積極的に関わり合いを持つよう努めるとともに、声かけ、見守りを行う等地域において被養護者等及び養護者等が安心して生活することができるための環境づくりに努めなければならない。

(通告等)

第8条 市は、児童虐待防止法の規定による通告並びに高齢者虐待防止法及び障害者虐待防止法の規定による通報及び届出（以下「通告等」という。）を受けるため、関係団体と連携し、体制の整備及び充実に努めるとともに、通告等をしやすい環境づくりに努めるものとする。

- 2 市民及び関係団体は、前項の通告及び通報の義務を有していることを自覚し、これらの義務を怠らないようにしなければならない。
- 3 通告等を受けた者は、当該通告等を行った者に対し、不利益が生ずることのないよう適切な情報管理を行う等必要な措置を講じなければならない。

(安全の確認を行うための措置等)

第9条 市は、通告等又は児童からの虐待を受けた旨の相談を受けたときは、必要に応じ、関係団体及び関係行政機関の協力を得つつ、速やかに当該被養護者等の安全の確認を行うための措置その他必要な措置を講ずるものとする。

- 2 養護者等その他関係者は、前項に規定する安全の確認を行うための措置に協力しなければならない。

(虐待を受けた被養護者等に対する支援)

第10条 市は、虐待を受けた被養護者等に対し、地域において健やかな成長が図られ、又は自立した生活を円滑に営むことができるよう、関係団体及び関係行政機関と連携し、相談、指導、助言その他の必要な支援を適切に行うものとする。

2 市は、前項の支援を行うに当たっては、被養護者等の年齢、心身及び生活の状況その他の事情に配慮しつつ、被養護者等の意思を尊重するよう努めるものとする。

(養護者等に対する支援)

第11条 市は、養護者等の負担その他の虐待の要因の解消を図るため、市民、関係団体、関係行政機関及び地域社会と連携し、養護者等に対する支援に関する施策の充実に努めるとともに、情報提供、相談事業その他必要な支援を適切に行い、養護者等が安心して子育て並びに高齢者及び障害者の養護ができる環境の整備に努めるものとする。

2 市は、関係団体及び関係行政機関と連携し、虐待を行った養護者等に対し、適切な配慮の下、相談に応じ、必要な指導を行う等継続的に支援を行い、虐待の再発防止に努めるものとする。

(相談体制の整備)

第12条 市は、被養護者等からの相談及び養護者等その他の者からの被養護者等に関する相談に応ずるため、関係団体と連携し、相談体制の整備及び充実に努めるとともに、相談しやすい環境づくりに努めるものとする。

2 前項の相談を受けた者は、当該相談を行った者に対し、不利益が生ずることのないよう適切な情報管理を行う等必要な措置を講じなければならない。

(人材の確保等)

第13条 市は、虐待の防止等に関する施策を専門的知識に基づき適切に実施するため、これらの職務に携わる専門的知識を有する人材の確保に努めるとともに、市及び関係団体の職員の資質の向上を図るため、研修等を行い、人材の育成に努めなければならない。

2 市及び関係団体は、市、関係団体その他の者が実施する資質の向上のための研修等に職員が参加できるよう配慮するものとする。

(啓発活動)

第14条 市は、虐待の防止等に関する正しい知識の普及及び虐待の防止等に関する意識の高揚を図るため、様々な機会をとらえて啓発活動を行うものと

する。

(推進体制の整備)

第15条 市は、虐待の防止等に関する施策を実施するため、関係団体及び関係行政機関と連携し、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、高齢者虐待防止法又は障害者虐待防止法の規定に基づき、児童虐待、高齢者虐待又は障害者虐待に係る施策を推進するための体制をそれぞれ整備するほか、これらの施策相互の連携が図られた効果的な取組を推進するための体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第16条 市は、虐待の防止等に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。